

福岡県感染防止認証事業者向け支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福岡県感染防止認証制度」の認証を受けた飲食店に係る事業者（以下、「認証事業者」という。）に対し、継続的な感染防止対策の取組みを支援することにより、感染拡大の防止を図ることを目的とし、予算の範囲内で福岡県感染防止認証事業者向け支援金（以下、「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事務の取扱い)

第2条 福岡県（以下、「県」という。）から支援金事業を委託された「福岡県感染防止認証制度事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(交付対象)

第3条 支援金の交付対象は、認証事業者とする。

(誓約・同意事項)

第4条 福岡県感染防止認証事業者向け支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号）6の各号により誓約・同意したものでなければ、支援金を交付しない。

(支援金の対象経費・金額)

第5条 支援金の対象は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を継続するために要する消耗品、備品の購入等に要する費用とする。

2 支援金の交付は、1店舗当たり5万円、1回限りとする。

(支援金の申請期間)

第6条 支援金の申請期間は、令和3年9月7日から令和4年3月31日までとする。

郵送による申請は、令和4年3月31日当日の消印有効とする。

(支援金の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、県が指定する申請サイトを通じた電子又は書面により申請しなければならない。

2 書面申請は、福岡県感染防止認証事業者向け支援金交付申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記入し、事務局に郵送で申請を行うこととする。

(不交付要件)

第8条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織または団体

(支援金の決定通知)

第9条 第7条の規定による支援金の申請があったときは、事務局は、その内容を審査し、申請内容が交付要件を満たしている場合、県が交付決定を行った後、電子メール又は郵送により申請者に対し交付決定の通知を行うものとする。

(検査等)

第10条 知事は、支援金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援金の申請者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、店舗等を検査することができる。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、支援金の申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (2) 第8条の規定に該当することが明らかになったとき。

(支援金の返還)

第12条 知事は、前条の規定に基づき支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を行っているときは、支援金を返還させることができる。

2 知事は、前項に基づき支援金を返還させるときは、福岡県感染防止認証事業者向け支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第2号）により、次に掲げる事項を当該事業者へ通知する。

- (1) 返還すべき支援金の金額
- (2) 返還期限

(公表)

第13条 知事は、必要と認めるときは、店舗名、代表者名、支援金の内容等について公表することができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月7日から施行する。

この要領は、令和4年1月7日から施行する。